

## 大田区自立支援協議会とは…

「大田区自立支援協議会」は、障がい児・者の地域での自立した生活を支援するため、障がいのある方や障がい福祉に係わる様々な分野の関係者が参加して定期的な協議を行い、地域での課題について情報を共有し、連携を取りながら、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的として、区が設置しています。

## 「大田区の自立支援協議会をどう考えるか」

大田区自立支援協議会会長  
(西武文理大学サービス経営学部健康福祉マネジメント学科 准教授)

白井 絵里子

### 1 自立支援協議会の役割、活動を通して目指していること

自立支援協議会(以下、「協議会」)に求められる6つの機能と役割について、政治学者・高坂正堯さんの「明るみに出ていることの裏にも重要な事実があり、原則には例外があり、できごとには背景がある」という言葉をたどりながら確認してみようと思います。

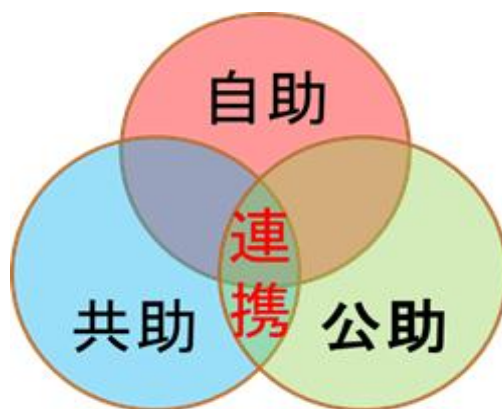
協議会には、障がい者やその家族、サービス事業者や支援機関から提示された課題(明るみに出ていること)について、そこに至るまでの背景やそのような状況を生み出している原因(裏にある重要な事実)を明らかにしていくこと(①情報機能)が求められています。それらの課題の中には、既存の制度やサービスを円滑に利用できない状況に置かれていること(原則にある例外)が原因となっている場合も多いといえます。それらの課題が、地域の障がい者全体に関わる課題であるのか、あるいは個別の支援上の課題であるのかを見極めたうえで対応を検討し(②調整機能)、地域にとって必要な社会資源であれば開発に向けて具体的に検討していくこと(③開発機能)が求められます。また、協議会は「おおた障がい施策推進プラン」の点検・評価を行う「大田区障がい者施策推進会議」から報告や情報提供を受け、意見を述べることが求められ、具体的な検討を行う際には推進プランとの整合性や相乗効果の可能性を視野に入れておく(④評価機能)必要があります。

協議会は、大田区が“障がい者が安心して暮らし続けることができる地域”になることを目指しています。障がい者が同じ地域で暮らしている人たちと接点を持てるよう多様な場面を創造し、障がい者への理解と関心を深めてもらう取り組みを行うことにより障がい者への偏見や差別のない地域づくりを進めていくこと(⑤権利擁護機能)も協議会の重要な役割の一つです。これらの役割を果たしていくため、協議会は“自助・共助・公助が連携するための橋渡し役”を担っていくことが必要であると考えています。

### 2 専門部会における活動をどのように活かすか

専門部会の活動は、協議会が目指している目標を達成するために必要なスモールステップ(小さな目標を達成させていくこと)と位置づけられます。具体的な課題検討を行うプロセスにおいて、お互いのストレングス(長所、強み)に着目しながら各委員の専門性や役割について理解を深めていくことにより資質の向上にもつながられること(⑥教育機能)ができるのではないかと考えています。専門部会がコラボレーションすることにより、地域で様々な立場から福祉を支えている者同士の顔がより見えやすくなることを期待しています。

約70万の人口(島根県と同規模!)を抱え活動単位を一つとしている協議会は都内で大田区のみですが、「大田区は協議会の活動が活発なところですね」と言われることが幾度となくありました。大田区独自のスタイルで歩みを進めてきたこれまでの活動を振り返りつつ、活動開始10年目を迎える来年度以降を見据えながら、今年度も協議会は精力的に活動を続けていきます。



## 今年は 専門部会を詳しく見る！ <第1回>

大田区の自立支援協議会は、**相談支援部会、防災部会、就労支援部会、こども部会、地域移行・地域生活支援部会**の5つの部会が設置されています（平成28年度）。大田区の障がい者支援体制で課題とされている個別分野について、上記5つの専門部会にて継続的に検討を進めてきています。専門部会での議論が、大田区における自立支援協議会のエンジンとなっているといっても過言ではないでしょう。

今年度の自立支援協議会日より、それぞれの専門部会に密着し、部会で担当する課題、検討経過、研修会やイベントなどの取り組みのご紹介、部会で目指している方向性などを、紙面で順番に詳しくお伝えしていきます。



### 相談支援部会



相談支援部会では、どうしてもその人らしく、大田区で安心して希望する生活が送れるのかということ当事者、家族、相談員、支援員、弁護士、行政など様々な立場の人たちが集まり、検討を重ねています。個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえてサービスを評価し、地域の実情に応じたサービスの体制整備を進めていく役割を担っています。



#### 個別支援会議を通じた地域課題の抽出

相談支援部会では、昨年度は～**本人が主人公！繋がりを大切に**～をスローガンに年に4回個別支援会議を通じた地域課題の抽出を行ってきました。1つの事例を2グループに分かれて議論することで、多角的な視点で地域課題を抽出することができました。

今年度は個別支援会議で取り扱う事例の計画相談を確認することで、計画相談の適正な実施に向けた評価・体制整備の検討も行っています。また、引き続き、区内支援者の「顔の見える関係・ネットワークづくり・支援の向上」を目的に行っています。

大田区自立支援協議会で取り上げていくべき『個別支援会議』とは

- ① 公民協働がよりいっそう必要と思われる。
- ② ネットワークがよりいっそう必要と思われる一部分的な分野のみでは解決できない。
- ③ 支援がゆきづまっている。
- ④ 現場で支援者が困難を感じている。

大田区自立支援協議会で『個別支援会議』を取り上げていく意義とメリット

- ① 障害のある人の実情と課題を、広く共有し発信していくことで、理解がすすむ。
- ② サービスの評価ができる。
- ③ 取り上げた事例に関して、方針を出すこと、役割分担などができる。
- ④ 客観性を持つことで、支援の追体験が可能になり、支援力が向上する。
- ⑤ 地域全体の支援力が向上する。

#### 相談支援体制整備のための協議と相談支援事業の評価・人材育成



基幹型・さぽーとぴあを含めた相談支援体制整備に向けた検討を行っています。地域の実情に応じた相談支援体制、今の大田区にとって必要なことは何か、現状を話し合っています。相談支援における「つながり」を大切に、各機関が手を取りながらサポートできる関係を築くことで、よりよき支援が地域の中で展開されていくと思います。

大田区で暮らす障がいがある人、一人ひとりの特性に応じた支援ができる「人」を体系的に育成していくために、現在行われている研修に対する意見や必要な研修についての意見を抽出しています。

大田区で良かった。大田区がいいね！より多くの方にそのように思ってもらえるように、相談支援部会は各部会との「つながり」も大切に取組んでいきたいと考えています。



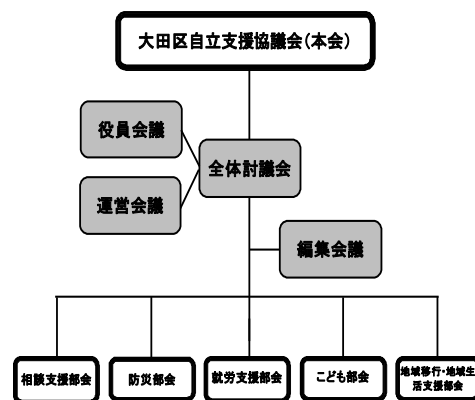
## 大田区自立支援協議会の運営形態

平成20年7月にスタートしました。障害者総合支援法第89条の2に基づき、大田区が設置しています。今年度は協議会委員22名、専門部会のみ委員44名で運営しています。

**本会、専門部会**の他、各専門部会だけでは取り扱いが難しい全体的で継続的な課題を検討するための**全体討議会**、議論を円滑に進めるための調整を図る**運営会議・役員会議**、そして、広報誌「大田区自立支援協議会だより」を作成する**編集会議**で構成されています。

事務局を担当する区職員やオブザーバーの関係機関職員なども含めると、大田区の自立支援協議会に関わりあいのある人たちは、総勢100名以上にものぼります。

## 組織図（平成28年度）



## 地域移行・地域生活支援部会

みなさまこんにちは、大田区自立支援協議会 地域移行・地域生活支援部会です。

この部会は、障がいがある方で心ならずも病院や入所施設で暮らさざるを得ない状況の人たちが、住み慣れた大田区での地域生活に『もどる』ことが出来ること、また大田区で『自分らしく・安心して』暮らし続けられるように地域生活を『ささえる』ことを実現するための課題や仕組みづくりについて協議して、実際の支援・施策の改善に反映していくことを目的としています。

昨年度の地域移行部会では、各障がいの地域移行の現状把握を進め、今年度はより具体的な把握・検討を目指して取り組みを行っています。現在のところ、精神障がいの分野で行われているご本人を中心とした模擬ケア会議を行い部会参加者で共有することや、写真にあるようなグループワークを使った大田区の社会資源の確認・評価等を行っています。

これからはこのような取り組みを実際の支援・施策の改善に役立ててゆくことを目指していきます。家族・支援者・当事者・区職員と様々な背景を持った部会メンバーですが、部長のもと一致団結して大田区が障がいのある方にとって(ということはそれ以外の人にとっても)、自分らしく・安心して暮らし続けたい街となるように頑張る参りますので、よろしくお願いします。

※8月4日に地域生活拠点等を検討するグループワークを行いました



## 告知

# 平成28年度大田区自立支援協議会第2回「本会」開催！

平成28年10月24日（月）13時00分～15時30分  
さぼーとぴあ5階多目的室にて ※傍聴可能です。

## 「本会」とは？

22名の「自立支援協議会委員」によって、自立支援協議会としての協議や承認、決定を行うのが「本会」であり、年3回、公開で開催しています。

- 第1回：年度当初の顔合わせと活動の方向付けの確認。
- 第2回：中間発表による経過確認と情報交換。
- 第3回：年度末の一年間の活動報告。

また、その都度大田区から障害福祉施策に関する報告などがある貴重な場です。

みなさまにはぜひご興味をお持ちいただき見守っていただけますよう、よろしくお願いいたします。



## 区からのお知らせ

### 大田区の取り組みが、厚生労働省の

### 『地域生活支援拠点等整備推進モデル事業』に指定されました。

#### 地域生活支援拠点とは

障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域での暮らしの安心感を確保するための機能を、地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもの。各市町村は、平成29年度末までに整備することとされています。

#### 拠点に求められる機能

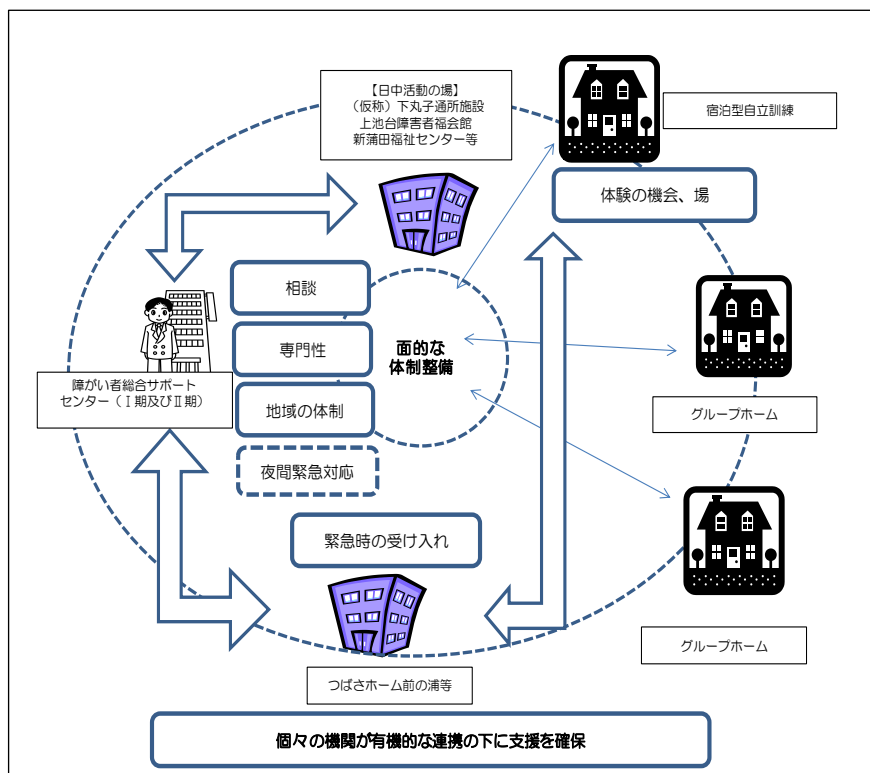
- ① 相談
- ② 体験の機会・場
- ③ 緊急時の受け入れ・対応
- ④ 専門性～専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり

#### 大田区では・・・

さぼーとぴあを中心に、居住支援のための機能を持つ事業所等が連携し、地域の障がい者を支援する、**面的整備型**を採用しています。

面的体制型では、個々の機関が有機的連携の下に支援を確保していくものとされており、大田区では、自立支援協議会等を通じて地域の事業者、当事者の皆様と引き続き連携を図っていきたくと考えております。

#### 大田区「面的整備型」地域生活支援拠点のイメージ



#### 次号予告

『専門部会を詳しく見る！』

次号第13号では、防災部会とこども部会、第14号では就労支援部会を取り上げます。乞うご期待！



#### 編集後記

- 区の事務局さんとご家族・民間事業者でスタンダードがみんな違う。編集会議もやっぱり協議会です。「協議」そのものに価値がある！
- 本人が主人公！を核にして、進化し続けているこちらの協議会。少しでもプラスの方向へ、長くて柔軟なベクトルを作り出しています。その熱い想いを紙面を通して皆様にお届けします！